

新法3160

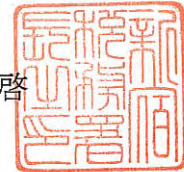
平成28年12月27日

東京都新宿区西新宿八丁目1番地16号

株式会社エヌプランニング

代表取締役 中川 進一 殿

新宿税務署長 長谷部 啓



## 酒 類 販 売 業 免 許 通 知 書

平成28年10月20日付で申請のあった東京都新宿区西新宿八丁目133番1 アドバンスビル2階(別紙図面に記載の酒類販売場の位置)の酒類販売業免許については、下記条件を付けて平成28年12月27日付で免許しましたから、酒税法第21条の規定により通知します。

なお、下記条件は、酒税保全上酒類の需給の均衡を維持するために付けるものです。

### 記

酒類の販売方法は、小売及び自己が輸入した酒類の卸売に限る。ただし、通信販売により小売する場合は、次によること。

- 1 販売する酒類の範囲は、輸入酒類に限る。
- 2 酒類の販売方法は、2都道府県以上の広範な地域の消費者等を対象としてカタログ等(インターネット等によるものを含む。)を使用して販売のための誘引行為を行い、通信手段により購入の申込みを受け、配達により商品の引渡しを行う小売販売で、かつ、酒類の購入申込者が未成年者でないことを確認できる手段を講ずる場合に限る。